

## 福祉医療制度についてのお知らせ

6月末は福祉（老人・乳幼児等・重度障害者・母子家庭等・高齢重度障害者）医療費受給者証の更新時期です。

- 更新にあたり、次の①、②に当てはまる人は、それぞれ必要な提出書類があります。
  - ①保護者等の扶養義務者が、H28.1.1以降に他市町から転入した人または稲美町外にいる人  
⇒平成28年度の市町村民税の所得課税証明書（※児童手当などで既に提出している人は不要です）
  - ②母子家庭等の入  
⇒母子家庭等更新申請書（5月下旬に該当者へ郵送します。毎年一回「母子家庭等更新申請書」による現況届が必要です。）  
※提出がない場合は、母子家庭等医療費の資格がないものとして次年更新の所得判定は行いません。

●新しい医療費受給証（7月以降有効の医療費受給者証）は、6月下旬ごろに送付します。

問合先 地域福祉課 福祉係 ☎492-9136



## 要介護者・心身障害者等で住宅改造をお考えの人へ

日常生活に介護を要する高齢者および心身障害者が、安心して健やかな生活がおくれるように、住宅の改造・増築・改築する経費の一部を助成します。

- 【対象世帯】
  - 特別型(改造の場合)
    - 介護保険の要介護・要支援認定を受けた人のいる世帯
    - 身体障害者手帳所持者または療育手帳所持者のいる世帯
- 【注意事項】
  - 新築や建て替へは対象になりません。
  - 所得制限や工事内容、障害の程度に条件がありますので、必ず工事の計画段階で健康福祉課にご相談のうえ、申請してください（工事の着工後は、申請をお受けすることができません）。

●増改築型(増築・改築の場合)  
特別型の対象世帯およびこれらの人と同居しおこなっている世帯

○産業課が実施する住宅リフォーム補助事業との併用はできません。



【問合先】  
健康福祉課 高齢障害係  
☎492-9137

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の申請はお済みですか

- 対象者  
平成27年度臨時福祉給付金の対象者で、平成28年度中に65歳以上になる人  
具体的には、平成27年1月1日時点で稲美町に住居票があり、かつ、次の1から4のすべてを満たす人です。
  1. 平成27年度住民税（均等割）が課税されていない人
  2. 平成27年度住民税（均等割）が課税されている人の税の申告上の扶養親族等でない人
  3. 生活保護の被保護者等でない人
  4. 昭和27年4月1日以前に生まれた人
- 支給額 対象者1人につき30,000円（給付は1回限りです）
- 申請期限 6月30日(木) ※消印有効  
申請期限を過ぎた場合、給付金は受け取れませんのでご注意ください。
- 問合先 地域福祉課給付金担当 ☎492-9290(専用ダイヤル)

「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」をよそおった  
! 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。  
ご自宅や職場などに役場や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

## 児童手当現況届の提出は6月20日までに

児童手当を受給している人は、児童手当現況届の提出が必要です。  
届出の必要な人には、5月末に現況届の用紙をお送りしています。この現況届は、受給者及び配偶者の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況を確認するために必要です。  
もし届出がなければ、6月分以降の児童手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。  
※平成28年1月1日現在、町内に住所のない人は、平成28年度所得課税証明書を添付してください。

問合先 地域福祉課 児童福祉係  
☎492-9136



## 後期高齢者医療保険料の料率が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額と所得割率）は兵庫県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行います。

平成28・29年度の後期高齢者医療保険料の料率と保険料額の上限は下記のとおりです。

区分	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	47,603円	48,297円
所得割率	9.70%	10.17%
保険料額の上限	570,000円	570,000円(変更なし)

【問合先】 ○課税・納税について  
税務課 住民税係 ☎492-9132  
○届出・給付・資格について  
地域福祉課 福祉係 ☎492-9136

## 国民健康保険税の税率は変更ありません

平成28年度の国民健康保険税の税率は前年度と同じです。

ただし、最高限度額は表のとおり引き上げます。

※下段( )内は前年度限度額です。

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	7.9%	1.9%	2.3%
均等割額	27,500円	7,000円	9,000円
平等割額	22,000円	4,100円	4,000円
最高限度額	540,000円(520,000円)	190,000円(170,000円)	160,000円(変更なし)

【問合先】 ○課税・納税について  
税務課 住民税係 ☎492-9132  
○届出・給付・資格について  
住民課 国保年金係 ☎492-9135

★毎月第3土曜日 無料相談会開催中！（事前予約制）

## 相続・贈与・農地転用のことなら

創業60年！信頼と豊かな実績で完全サポートします！



検索 中嶋パートナーズ 代表 行政書士 中嶋 修市



☎079-492-3424 国岡3丁目6-12(JA天満 斜め前)